

「北山三学区まちづくりビジョン」の実現に向けたまちづくり活動支援業務委託について、公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定を行うに当たり、次のとおり参加者を募集します。

平成26年9月12日

京都市長 門川 大作

1 業務内容

(1) 業務名称

「北山三学区まちづくりビジョン」の実現に向けたまちづくり活動支援業務

(2) 別途配布する「業務委託仕様書」のとおりに

(3) 履行期間

契約の日から平成27年3月25日（水）まで

(4) 成果物納品場所

京都市北区役所地域力推進室

2 担当部局

(1) 担 当 北区役所地域力推進室まちづくり推進担当 増田，宮本，原田

(2) 郵便番号 603-8511

(3) 住 所 京都市北区紫野東御所田町33-1

(4) 電 話 075-432-1208

(5) F A X 075-441-3282

(6) 電子メール kita-ku@city.kyoto.jp

3 業務委託仕様書の配布方法

(1) 手渡しによる配布

ア 配布期限

平成26年9月25日（木）まで

ただし、京都市の休日に定める条例に規定する本市の休日（以下、休日という）を除く。

なお、配布を行う時間は午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 配布場所

上記 2 に同じ

(2) 電子メールによる配布

事業者名, 担当者名, 連絡先電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記のうえ, 電子メールにより請求すること。(様式自由。必ず着信確認を行うこと。)

ア 配布依頼受付期限

平成 26 年 9 月 25 日 (木) 正午まで

イ 依頼先

上記 2 に同じ

ウ その他

メール件名欄に「プロポーザル仕様書配布依頼」と記載すること

4 受託候補者の資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 企画提案書提出日から選定結果通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 総括管理者又は業務担当者について, 企画提案書提出日以前に山間地域の地域振興又はまちづくり等に関する業務の実績があること。ただし, 当該プロポーザルの公告の日前 10 年以内に業務を完了したものに限る。
- (3) 総括管理者及び主な業務担当者が属する本社, 支社, 事務所又は営業所等の所在地が京都府内又は隣接府県であること。
- (4) 業務を確実に遂行できる態勢, 規模を有すること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 国税, 地方税及び水道料金・下水道使用料金の滞納がないこと。

5 問合せ方法

(1) 問合せ方法及び問合せ期限

本件に関する問い合わせは平成 26 年 9 月 18 日 (木) 正午までに電子メールにて

行うこと。(様式は自由。質問の返信先メールアドレスを明記し、必ず着信確認を行うこと。)

(2) 提出先

上記2に同じ

(3) 回答方法

平成26年9月24日(水)までに質問者全員に対し電子メールで回答する。なお、参加意思確認書を提出した者には改めて回答を通知する。

6 参加意思確認書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意思確認書(業務委託仕様書に添付する第1号様式)をFAXにて提出すること。なお、複数事業者の共同体が提出する場合は事業代表者を明記のうえ、全ての事業者の連名とする。

(1) 参加意思確認書の提出期限

平成26年9月26日(金)午後5時

(2) 提出先

上記2に同じ

必ず着信確認を行うこと

7 企画提案書の提出方法、期限及び場所

(1) 提出書類

提出に当たっては、業務委託仕様書を熟読のうえ、業務委託仕様書の様式に従い、次の4つの書類について、各5部を作成すること。さらに添付書類がある場合も、各5部を作成すること。

ア 企画提案書(第2号様式)

イ 担当者調書(第3号様式)

ウ 提案調書(第4号様式)

エ 見積書(第5号様式)

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)するものとし、これ以外の方法(FAX、電子メール等)による提出は受理しない。

(3) 提出期限

平成26年10月2日(木)まで(ただし、休日は受け付けません。)

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

(4) 提出場所

上記2に同じ

8 受託候補者の選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

本市職員等で構成する受託者選定委員会において、提出された企画提案書、担当者調書、提案調書及び見積書(以下「企画提案書等」という。)についてヒアリングを実施し、審査のうえ順位を決定する。(ただし、応募多数の場合は企画提案書等による一次審査(書面審査)を行い、優秀と認められた提案者に対してのみヒアリングを実施する。)

この結果、第1順位の提案を行った事業者を「受託候補者」、第2順位の事業者を「次点候補者」として選定する。

ア ヒアリングの日程

平成26年10月6日(月)から10月7日(火)のいずれかで行う。

イ ヒアリングの通知

平成26年10月3日(金)までにFAXで行う。

(2) 審査基準

書類審査及びヒアリング審査においては、以下の項目で審査する。

ア 類似業務等の実績及び本業務に対する業務遂行体制

(ア) 統括管理者及び業務担当者の同種・類似の業務の実績

(イ) 統括管理者及び業務担当者の委託業務に対する専門的知識・能力

(ウ) 本業務の遂行体制

(エ) 緊急時の対応体制

イ 提案事項等

(ア) 本業務の理解度

(イ) 提案の的確性

(ウ) 提案の成果達成の期待度・実現性

ウ 受託希望金額

9 選定結果の通知

(1) 通知方法

平成26年10月9日(木)までに選定結果を文書で通知する。

(2) 選定されなかった事業者に対する理由の説明

選定されなかった理由について説明を求める事業者は(1)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に書面により、理由の説明を求めることができる。

これに対する回答は説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

10 契約の締結

「受託候補者」となった事業者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、協議が調わない場合は、「次点候補者」と契約に関する協議を行う。なお、業務委託仕様書は契約段階において協議に基づき変更することがある。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。

(2) 企画提案書に記載された総括管理者及び業務担当者は、企画提案書の提出後に変更することはできない。ただし、その変更合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合にはこの限りではない。

(3) 提出された企画提案書は、事業者に返却しない。

(4) 契約後において、企画提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は契約を取り消すことがある。

(5) 本委託業務の予定価格は1,850千円(消費税及び地方消費税等相当額含む)である。

(6) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(北区役所地域力推進室)